附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条及び第六条の規定は、令和八年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金及び同法第十条第一項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該老齢年金生活者支援給付金及び当該補足的老齢年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○財務省令第四十九号

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百二十四号）第一条第二項の規定に基づき、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令を次のように定める。

令和八年七月八日

財務大臣　片山さつき

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令

（証明書の交付申請）

第一条　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の別表第七二一九・一一号から第七二一九・一四号まで及び第七二一九・九〇号並びに第七二〇・一一号、第七二二〇・一二号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、熱間圧延をしたもので巻いたものをいう。以下同じ。）について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、申請を行う者の輸入しようとする貨物が、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板であって、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないものである旨を証する書面を添付しなければならない。

（証明書の発給）

第二条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による証明書の交付の申請（以下この条において「交付申請」という。）があった場合において、当該交付申請に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板が、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないと認めるときは、当該交付申請に係る申請書に、当該交付申請に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板が、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないことを証明する旨を記入し、これを証明書として当該交付申請をした者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、交付申請があった場合において、当該交付申請に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板が、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないと認められないときは、遅滞なく、その旨を当該交付申請をした者に通知するものとする。

3　経済産業大臣は、交付申請をした者に対し、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

4　第一項の規定による証明書の交付は、交付申請を経済産業大臣が受理した日から十五日以内にするものとする。

（証明書の返納）

第三条　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、証明書の交付を受けている者に対し、その返納を命ずることができる。

一　当該者が偽りその他不正の手段により証明書の交付を受けたとき。

二　当該者が輸入しようとするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板が、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていたことが判明したとき。

三　当該者が輸入しようとするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板が、証明書に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板でないことが判明したとき。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年七月九日から施行する。

（この省令の失効）

2　この省令は、令和八年十一月八日限り、その効力を失う。

○経済産業省令第六十号

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百二十四号）第一条第二項の規定に基づき、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令を次のように定める。

令和八年七月八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条及び第六条の規定は、令和八年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金及び同法第十条第一項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該老齢年金生活者支援給付金及び当該補足的老齢年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○財務省令第四十九号

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百二十四号）第一条第二項の規定に基づき、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令を次のように定める。

令和八年七月八日

財務大臣　片山さつき

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令

（証明書の交付申請）

第一条　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の別表第七二一九・一一号から第七二一九・一四号まで及び第七二一九・九〇号並びに第七二〇・一一号、第七二二〇・一二号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、熱間圧延をしたもので巻いたものをいう。以下同じ。）について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、申請を行う者の輸入しようとする貨物が、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板であって、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないものである旨を証する書面を添付しなければならない。

（証明書の発給）

第二条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による証明書の交付の申請（以下この条において「交付申請」という。）があった場合において、当該交付申請に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板が、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないと認めるときは、当該交付申請に係る申請書に、当該交付申請に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板が、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないことを証明する旨を記入し、これを証明書として当該交付申請をした者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、交付申請があった場合において、当該交付申請に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板が、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないと認められないときは、遅滞なく、その旨を当該交付申請をした者に通知するものとする。

3　経済産業大臣は、交付申請をした者に対し、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

4　第一項の規定による証明書の交付は、交付申請を経済産業大臣が受理した日から十五日以内にするものとする。

（証明書の返納）

第三条　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、証明書の交付を受けている者に対し、その返納を命ずることができる。

一　当該者が偽りその他不正の手段により証明書の交付を受けたとき。

二　当該者が輸入しようとするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板が、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていたことが判明したとき。

三　当該者が輸入しようとするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板が、証明書に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板でないことが判明したとき。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年七月九日から施行する。

（この省令の失効）

2　この省令は、令和八年十一月八日限り、その効力を失う。